施設型給付費等に係る処遇改善等加算について

(令和7年度以降)

目次①

1. はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р3
2. 処遇改善等加算の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
3. 処遇改善の仕組みの全体像 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
4. 区分 1 について	
(1) 概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р6
(2)要件 ······	P 7
(3) 加算額の算定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P8
(4) 加算額の使途 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P9
5. 区分 2 について	
(1)概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P10
(2)要件 ······	P12
(3) 加算額の算定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P20
(4) 加算額の使途・賃金改善の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P22

目次②

6. 区分 3 について	
(1) 概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P23
(2)要件 ······	P24
(3) 加算額の算定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P27
(4) 加算額の使途・賃金改善の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P30
7. 国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分の算定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P31

1. はじめに

- 保育所等の施設型給付費等に係る処遇改善等加算は、令和7年度から、それまで、処遇改善等加算 I・II・IIの3つあった加算について統合するとともに、加算額の配分の柔軟化や賃金改善の確認方法等の見直しを行った。
- 制度の見直しの趣旨や、見直しに伴う経過措置等については、リンク先の資料(こども家庭庁HP)にまとめているので参照されたい。

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/5fbbce07/20250613_policies_kokoseido_123.pdf%20.pdf

- 本資料では、令和7年度以降の処遇改善等加算について、通知 (※1) やFAQ (※2) で示した基本的な取扱いをまとめている。なお、通知等の内容をできるだけ分かりやすく説明するため、一部、通知等と表現が異なっていたり、取扱いを細部まで記載していない場合がある。本資料は、あくまで、通知等を理解する上での補足資料と理解いただきたい。
 - (※1)施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(令和7年4月11日こ成保296、7文科初第250号)
 - (※2)処遇改善等加算に関するFAQ(よくある質問)(事務連絡、随時発出)

2. 処遇改善等加算の目的

通知

- 第1 目的·対象
 - 1 目的

処遇改善等加算は、<u>教育・保育の提供に従事する人材の確保及び資質の向上のため</u>、特定教育・保育等に通常要する費用の額を勘案して定める基準額(以下「公定価格」という。)において、

- ・ 職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に要する費用(区分1「基礎分」。以下単に「区分1」という。)、
- ・職員の賃金の改善に要する費用(区分2「賃金改善分」。以下単に「区分2」という。)、
- ・ 職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金改善に要する費用(区分 3 「質の向上分」。以下単に「区分 3 」という。)

を確保することにより、賃金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、<u>もっ</u>て質の高い教育・保育の安定的な供給に資するものとすること。

3. 処遇改善の仕組みの全体像

		目的	対象者	主な要件	賃金改善の方法	加算額の算定方法	主な提出書類
処遇改善等!	区 分 1	経験に応じた 昇給の仕組 みの整備や職 場環境の改 善〔基礎分〕	全職員	○ キャリアパス要件(職位・職責等に応じた賃金体系等の整備や資質向上の計画や研修の実施等)の構築	定期昇給等に充 当	在籍児童数×区分1単価×加 算率 ※ 加算率:職員の平均経験年 数(0~10年以上)に応じて、 2~12%で設定	■認定申請① 加算率等認定申請書② キャリアパス要件届出書 (※3)【区分2・3のみ必要な書類】
加 [†]	区 分 2	職員の賃金 改善〔賃金改 善分〕	全職員	① 区分2と区分3のそれぞれにおいて、「加算による改善等総額」が「加算額」を下回らない ② 基準年度(基本は前年度)より加算額の影響等を除いた支払賃金総額が下回らない(※2) ③ 改善を行う賃金の項目以外の水準を	基本給、毎月決まって支払われる手当、賞与又は一時金等により 改善	在籍児童数×区分2単価×加算率 ※加算率:6%(職員の平均 経験年数が11年以上の場合は 7%)に、公定価格上の基礎 職員1人当たり9,000円相当の 改善を行うための率を足して設定	③ 賃金改善計画書(※4) 【区分3のみ必要な書類】 ④ 加算算定対象人数等認定申請書(※4) ■実績報告【区分2・3のみ必要】
	区分3	技能・経験の 向上に応じた 賃金の改善 〔質の向上 分〕	副主任保 育士等、 職務分野 別リーダー 等(※1)	低下させない ④ 加算額の1/2 以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ⑤ 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに応じた賃金の追加的な支払を行う ⑥ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知 ⑦ 職位・職責等に応じた賃金体系等の整備・職員に周知(区分3のみ)	基本給、毎月決 まって支払われる 手当により改善	4万円×人数A ((基礎職員 数×1/3)と研修修了者数の少 ない方の数) 5千円×人数B ((基礎職員 数×1/5)と研修修了者数の少 ない方の数)	⑤ 賃金改善実績報告書
人事勧告よるは善分	ic 改	人勧に伴う国 家公務員給 与の改定に準 じた人件費の 引上げ分	全職員		基本給、毎月決まって支払われる 手当、賞与又は 一時金等により 改善	基本分単価や保育士等の加配に関する加算の中に含まれている	

^(※1)年度内に別に定める研修を修了する予定であって、研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されているとともに、副主任保育士等又は職務分野別リーダー 等に準ずる職位や職務命令を受けている者も対象となる。このほか、賃金改善後のバランス等を踏まえて必要な場合には、園長以外の管理職も対象となる。

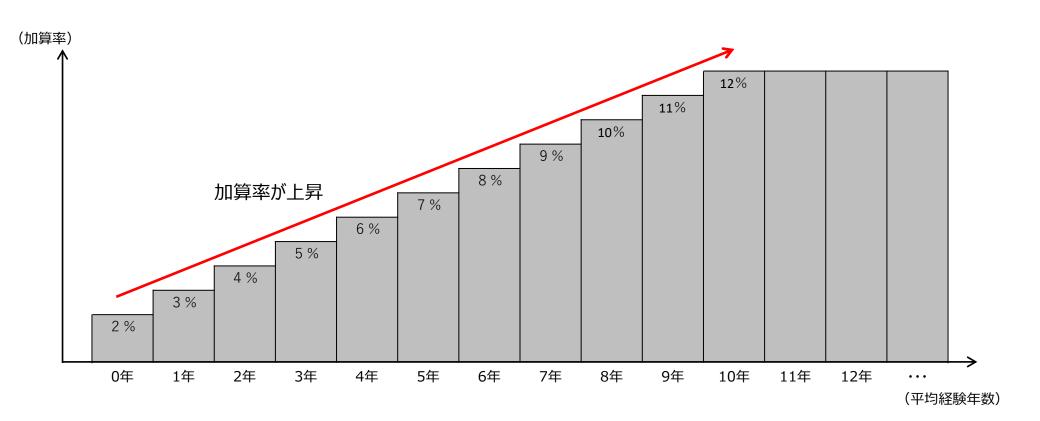
^(※2)経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることが、特例的に可能。

^(※3)過年度に徴しており、その内容に変更がない場合は提出不要。

^(※4)過年度に申請する区分の認定を受けている場合は、「賃金改善の誓約書」を提出することで、当該書類は提出不要。

4. 処遇改善等加算(区分1) (1) 概要

趣旨·目的	教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均経験年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うもの。 ※ 旧加算 I (基礎分) に該当するもの。		
対象者	全職員		
主な要件	キャリアパス要件(職位・職責等に応じた賃金体系等の整備や資質向上の計画や研修の実施等)の構築		
加算額	在籍児童数×区分1単価×加算率(職員の平均経験年数(0~10年以上)に応じて、2~12%で設定)		



4. 処遇改善等加算(区分1) (2)要件

- <u>○ キャリアパス要件を満たすこと。</u>
 - ···・キャリアパス要件とは
 - \Rightarrow 次の(1)及び(2)のいずれにも適合すること。
 - (1) 次の<u>ア及びイに掲げる要件の全てに適合</u>し、それらの内容について<u>就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備</u>し、<u>全ての職</u>員(非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。以下同じ。)に周知していること。
 - ア 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件(職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系 (一時金等の臨時的に支払われるものを除く。) を定めていること。
 - (2) 職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標並びに次の<u>ア及びイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修</u>(通常業務中に行うものを除き、教育に係る長期休業期間に行うものを含む。以下同じ。)<u>の実施又は研修の機会を確保</u>し、それを全ての職員に周知していること。
 - ア <u>資質向上のための計画</u>に沿って、<u>研修機会の提供又は技術指導等を実施</u>するとともに、<u>そのフィードバック</u>を行うこと。
 - イ 幼稚園教諭免許状・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、<u>資格取得のための支援</u>(例えば、研修受講のための勤務シフトの調整や休暇の付与、交通費、受講料等の費用負担の援助等)<u>を実施</u>すること。

又は

⇒ 区分3の適用を受けていること。

4. 処遇改善等加算(区分1) (3)加算額の算定

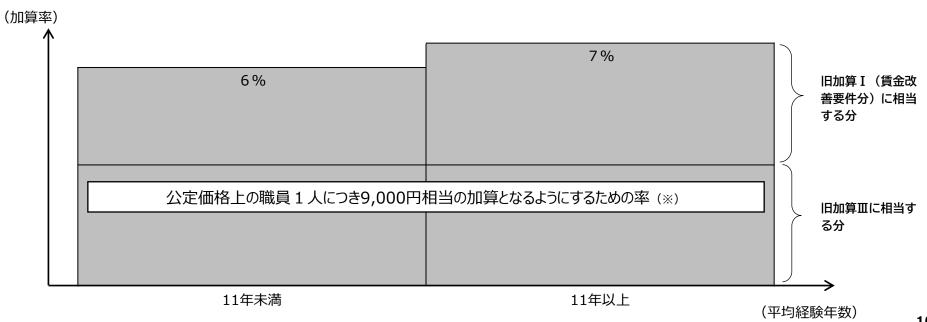
「5 (3) 加算額の算定」で、区分2の算定と合わせて記載

4. 処遇改善等加算(区分1) (4)加算額の使途

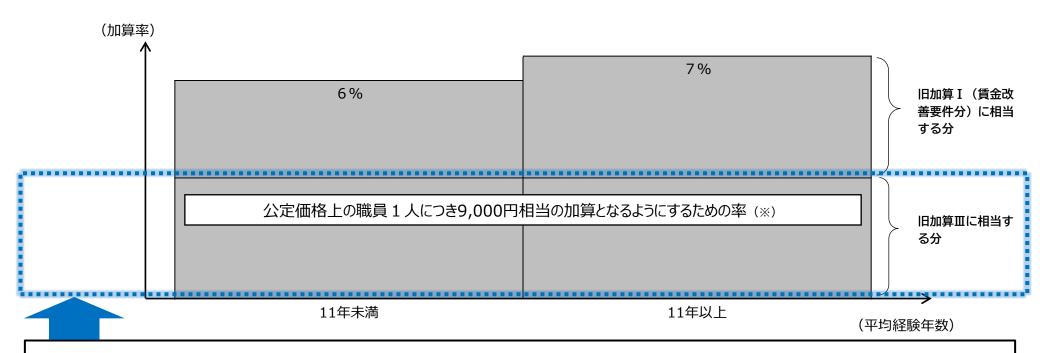
○ 区分1に係る加算額は、職員の賃金の勤続年数等を基準として行う昇給等(※)に適切に充てること。	
し)区分工に係る川見組は、瞬目の首告の割続生物寺を基準として行う名稿寺(※)に順切に允(るご)。	
(※)公定価格の積算では、2 %を管理費、その他は人件費に充てることを見込んでいる。	
(※)公正伽恰の慎昇(は、2%を官理賞、その側は人件貸に允(ることを見込んじいる。	

5. 処遇改善等加算(区分2) (1)概要_1/2

趣旨·目的	職員の賃金改善を図るもの。 ※ 旧加算 I (賃金改善要件分)と旧加算 III を統合したもの。				
対象者	全職員				
主な要件	① 区分2と区分3のそれぞれにおいて、「加算による改善等総額」が「加算額」を下回らない ② 基準年度(基本は前年度)より加算額の影響等を除いた支払賃金総額が下回らない(※) ※ 経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることが、特例的に可能。 ③ 改善を行う賃金の項目以外の水準を低下させない ④ 加算額の1/2 以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ⑤ 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに応じた賃金の追加的な支払を行う ⑥ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知				
加算額	口算額 在籍児童数×区分2単価×加算率(6%(職員の平均経験年数が11年以上の場合は7%)に、公定価格上1人当たり9,000円相当を改善するための加算率を足して設定)。				



5. 処遇改善等加算(区分2) (1)概要_2/2



- 令和6年度までは、
 - ・ 施設・事業所の職員の平均経験年数に応じて6%又は7%の加算をする「処遇改善等加算 I (賃金改善要件分)」と
 - ・ 施設・事業所の職員 1 人につき9,000円相当の賃金改善を図る「処遇改善等加算Ⅲ」 があり、これを区分 2 として一つにまとめた。
- 基本分単価や各加算の積算上、9,000円相当の賃金改善となるようにするための割合が異なることから、処遇改善等加算の加算率 (c) には様々な割合がある。

(算出のイメージ)

定員30人 × 処遇改善等加算 I の単価700円 × (c) = 9,000円 × 基礎職員数4人 ⇒ (c) = 1.7

- ※ 下線部分の数値が定員区分や加算の種類等によって異なるため、(c)の割合も異なってくる。
- ※「9,000円」は、実際の単価は社会保険料等も含むため9,000円で積算していない(あくまで本式は計算のイメージ)。

5. 処遇改善等加算(区分2) (2) 要件_1/8

本項目の理解のPoint

- 区分2 (及び区分3)は、職員の賃金改善を図ることを目的としたものなので、
- ① 給付を受けた加算額の全てを職員の賃金改善(と法定福利費等)に充てること。
- ② 今年度に支払った賃金が、基準年度(原則前年度)に支払った賃金より少なくならないこと(給与の一部の項目を改善しても、その分他の項目が下がるようでは加算の目的が達成されない)。 を求めている。
- ②については、後述するとおり、実際に支払った賃金全体の額から、様々な金額を除外したり、様々な調整をすることが必要となる。その 意図は以下のとおりであるため、この点を理解の上、比較すべき金額の算出をしてほしい。
 - ~~ 単純に、加算年度と基準年度における支払った賃金を比較すると ~~

 - ◆ 職員が定年退職して新卒の職員を雇った場合、処遇改善加算の額が減った場合、超過勤務時間(超過勤務手当)が減った場合、非常勤職員(時給や日給)の勤務日数・時間等が減った場合等の影響によって支払った賃金が減ったとき、賃金改善した給与の項目以外の項目を下げていないのに要件を満たさないことになってしまう。

といった問題が生じるため、比較すべき賃金の条件を揃えるために取扱いを定めている。

5. 処遇改善等加算(区分2) (2)要件_2/8

- 区分2を算定するには、加算当年度の賃金改善実施期間において、次に掲げる①から⑤の要件をすべて満たす必要がある。
 - ※ 区分3も賃金改善に係るものなので、併せて要件設定をしている。
- ① 区分2と区分3のそれぞれにおいて、「加算による改善等見込総額」が「加算見込額」を下回っていないこと。 また、加算当年度の翌年度において、加算による改善等実績総額が加算額を下回った場合は、その全額を速やかに職員の賃金(退職金(注1)及び法人の役員等としての報酬、法定福利費等の事業主負担分を除く。以下同じ。)と加算による改善額に伴う法定福利費等の事業主負担分として支払うこと(注2)。
 - (注1) 退職者に対して本加算の目的と関連なく適用される賃金の項目やその増額については、その名目にかかわらず、処遇改善等加算の賃金の改善に要した費用に含めることができない。
 - (注2) 加算額には職員の賃金の改善に伴う法定福利費等の事業主負担分が含まれていることから、加算額との比較に当たっては、実際に支払った職員の賃金の改善に併せて増加する法定福利費等の事業主負担分も含めることができる。
- ② 区分2と区分3を併せた加算による改善見込額は、1/2以上(※)を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善すること。 (※)「6.(4)賃金改善の方法・加算額の使途」において後述するとおり、このうち、区分3は全額を基本給・決まって毎月支払われる手当により賃金改善をすることを 求めている点に注意。

区分2と区分3の合計の1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善。

図:要件(1)(2)

処遇改善等加算による改善等実績総額 (区分2)

処遇改善等加算による改善等実績総額 (区分3)



処遇改善等加算の加算額 (区分2)



処遇改善等加算の加算額 (区分3)

5. 処遇改善等加算(区分2) (2)要件_3/8

- ③ 加算当年度の途中において<u>国家公務員の給与改定に伴う増額改定</u>が生じた場合には、<u>それに応じた賃金の追加的な支払を行う</u>ものとすること。
- ④ 「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金見込総額」が「②基準年度における加算額等の影響を除いた支払賃金 総額」を下回っていないこと。また、加算当年度の翌年度において、①が②を下回った場合は、その全額を速やかに職員の賃金として支払 うこと。

なお、①が②を下回った場合において、以下に掲げる必要事項を記載した特別な事情に係る届出 (*) をした場合については、要件を満たすものとすることができる。

(必要事項)

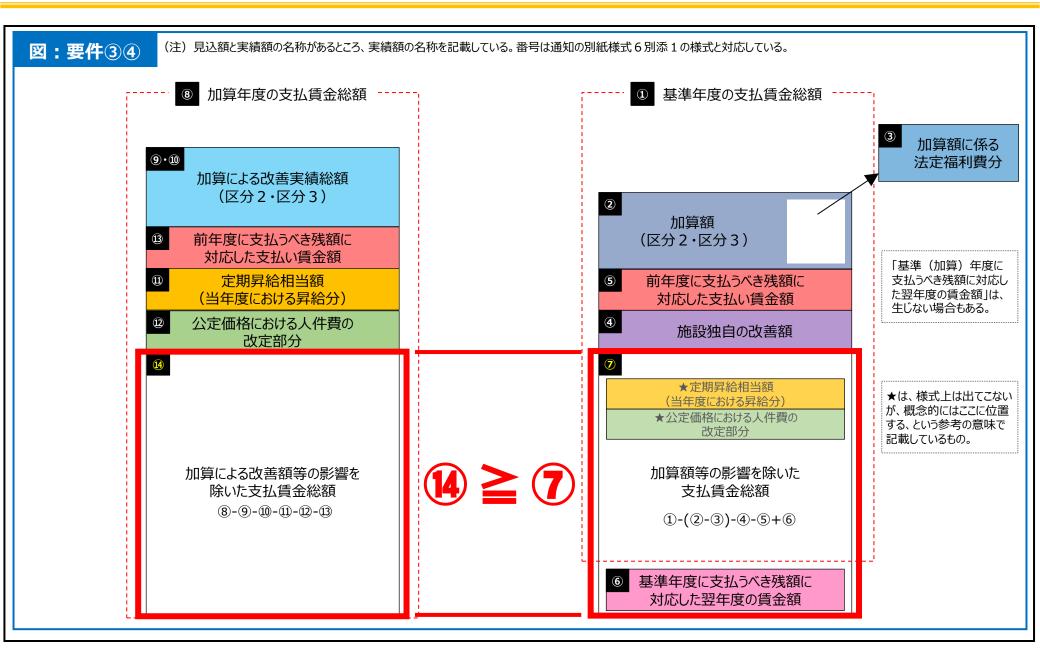
- ・ 事業の継続を図るために、職員の賃金を引き下げる必要がある状況
- ・ 賃金水準の引き下げの内容
- ・ 経営及び賃金水準の改善の見込み
- ・ 賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等

(留意点)

施設・事業所全体の超過勤務手当が基準年度と比べて増加(減少)している場合は、超過勤務手当の差額を「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金見込総額」から差し引く(加える)調整をしても差し支えない。

- (※)「特別な事情に係る届出」とは、「特別な事情に係る届出書」(通知の別紙様式7)に必要事項を記入して届け出ることを指す。
- ⑤ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知していること。

5. 処遇改善等加算(区分2) (2) 要件_4/8

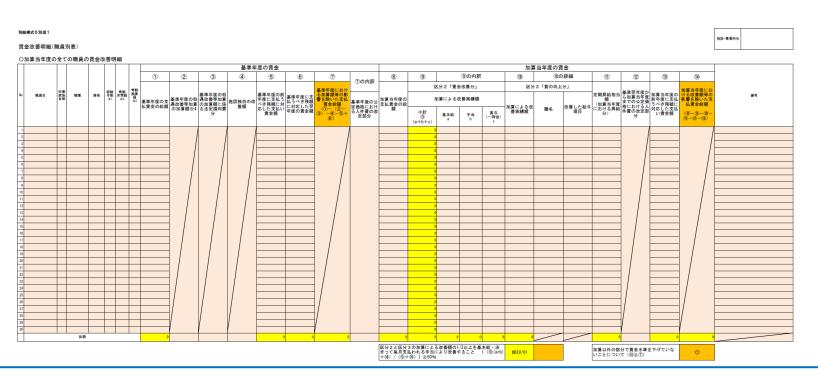


5. 処遇改善等加算(区分2) (2) 要件_5/8

<補足>

- 要件④の算出過程で登場する金額の定義は通知のとおりとなるが、その算出過程が必要となる理由は以下のとおり。
- 今年度に支払った賃金が、基準年度(原則前年度)に支払った賃金より少なくならないことの確認をするので、加算年度と基準年度(原則前年度)の、「支払賃金総額」が比較の対象となる。
 - ※ 令和6年度までは「起点賃金水準」との比較だったが、令和7年度以降は支払った実額で比較する。
- ※ 住居手当、通勤手当、扶養手当など個人的な事情に基づいて支給されるもので、個人的な事情に基づきその額が異なることが 給与規程等に規定されている場合、支払賃金からは除く。
- 「支払賃金総額」とは、個々の職員への支払賃金の合計額であり、通知の様式4別添1、様式6別添1に沿って、個々の職員 ごとの支払賃金の額を記載し、その合計を算出することとしている。

様式 6 別添 1



5. 処遇改善等加算(区分2) (2) 要件_6/8

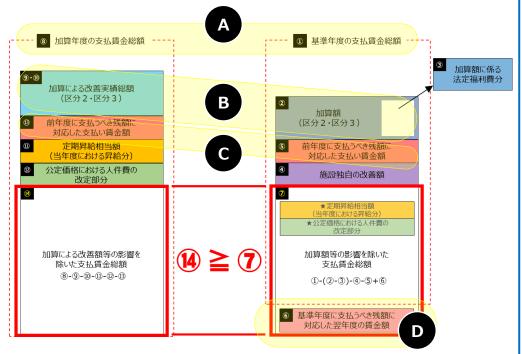
<補足(続き)>

- ○「支払賃金総額」(図のA)を算出し、そこから、より適切な比較を行うため、比較に当たって除くべき金額を整理している。
- 賃金のベースとなる部分を比較するので、加算による改善額(図のB)は、比較の対象から除く。
- 本加算では、賃金や法定福利費として支払うべき金額は当該年度中に支払うことを求めているが、翌年度において残額が出た場合には速やかに支払うことも認めている。

その分の額は、実際に支払った年度ではなく、支払うべきであった年度の金額として整理して、年度間の支払賃金総額を比較することとしている。そのため、

- ・「前年度に支払うべき残額に対応した支払い賃金額」(図のC)は、比較の対象から除き、
- 「基準年度に支払うべき残額に対応した翌年度の賃金額」(図のD)は比較の対象に含める、

という取扱いとなる。



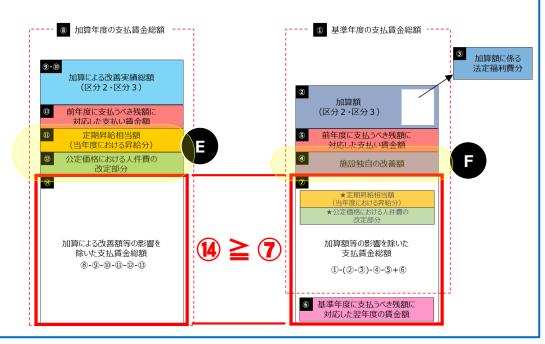
5. 処遇改善等加算(区分2) (2) 要件_7/8

<補足(続き)>

○ 定期昇給や、公定価格における人件費の改定があれば、支払賃金は増えることとなる。比較に当たってその分を含めると、当然、 基準年度より加算年度の方が支払賃金が増えることになる。

そのため、加算年度の支払賃金総額から、「定期昇給相当額」や「公定価格における人件費の改定部分」は除く必要がある(図の こ)。なお、加算年度のベースの額と比較すべきは、基準年度における定期昇給や公定価格における人件費の改定を考慮した後の額であるため、基準年度からはこれらの額は除いていない。

- このように、加算年度と基準年度の支払賃金総額から、除くべき金額を除いて比較するところ、定期昇給等とは別に、施設独自に 処遇改善に取り組むと、翌年度には、その引き上げた賃金総額をベースに、維持・改善を図る必要が生じ、施設独自の処遇改善に 消極的になる作用があるため、「施設独自の改善額」分は、比較の対象から除くこととしている(図の F)。
- これらの数字を整理することで、要件④の『「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金見込総額」が「②基準年度における加算額等の影響を除いた支払賃金総額」を下回っていないこと』を適切に確認することが可能となる。
- このほかも、適切な比較を行う上で、いくつかの調整が必要となるため、FAQ等において取扱いを示している(次ページ)。



5. 処遇改善等加算(区分2) (2) 要件_8/8

<補足(続き)>

- ・職員が入れ替わった(増えた・減った)場合はどのように比較するのか?
 - → 通知の「基準年度における職員の支払賃金の総額」の定義や、FAQ53、54を確認。
- 超過勤務時間が少なくなることで支払賃金総額が基準年度より少なくなる場合、要件を満たさないことになるのか?
 - ← FAQ27~29を確認。
- 非常勤職員の勤務時間数が減ることで支払賃金総額が基準年度より少なくなる場合、要件を満たさないことになるのか?
 - ← FAQ55~56を確認。
- ・ 定年後に再雇用をすることで支払賃金総額が基準年度より少なくなる場合、要件を満たさないことになるのか?
- ← FAQ57を確認。

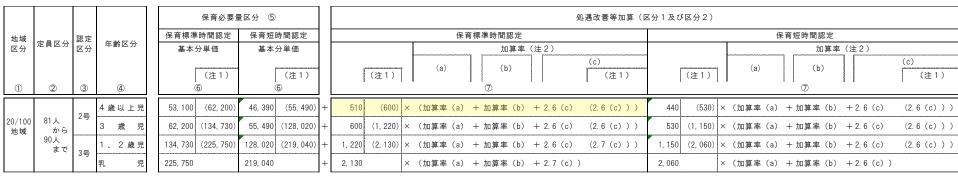
FAQは随時更新を行うため、最新版の内容を確認されたい。

こども家庭庁HP掲載場所 https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido

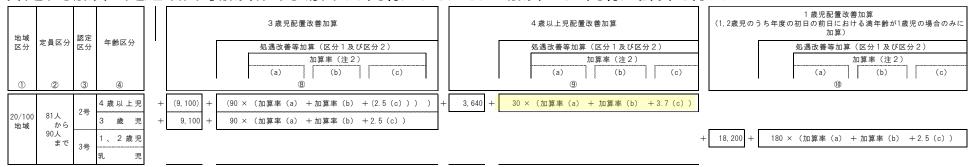
※「処遇改善等加算に関する情報」に掲載。

5. 処遇改善等加算(区分2) (3) 加算額の算定_1/2

- 処遇改善等加算の区分1と区分2は、単価に割合を乗じて算出するため、計算はまとめて行うこととなる。
- 実際の加算額の算定は以下のように行う。
 - (例) 保育所/地域区分20/100地域/定員区分90人/認定区分2号/年齢区分4歳以上児/保育標準時間認定職員の平均経験年数12年(=加算率(a):12%、加算率(b):7%)/4歳以上児の利用子ども数40人



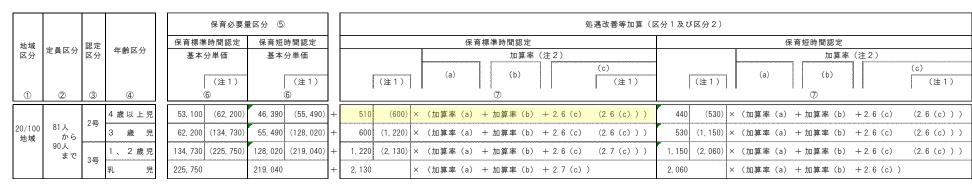
- 算定する加算に処遇改善等加算がある場合は、同様に、それぞれの加算ごとに同様の計算を行う。



👉 30円×((0.12+0.07)×100+3.7)=681 →(10円未満切り捨て)=680円 680円×40人=27,200円

5. 処遇改善等加算(区分2) (3)加算額の算定_2/2

○ 区分2の認定を受ける時点では、年間の加算「見込」額を算出することになるが、このときは、「見込平均利用子ども数」と「賃金改善 実施期間の月数」を用いて計算を行う。



5. 処遇改善等加算(区分2) (4) 加算額の使途・賃金改善の方法

- 区分2に係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てることとしている。
- 処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、その目的に鑑み、
 - その方針をあらかじめ職員に周知し、
 - ・ <u>改善を行う賃金の項目以外の賃金</u>の項目(給与規定等に基づいた職員個人の業績評価等に応じて変動するものを除く。)の<u>水</u> <u>準を低下させないこと</u> (※) を前提に行うとともに、
 - 対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意すること。
 - (※) <u>基準年度と比べて加算額が減少する場合</u>や<u>施設独自の改善を実施しないこととした場合</u>、必要事項を記載した<u>別紙様式 7 「特別な事情に係る届出書」を提出した</u>場合については、この限りではない。

また、加算額の一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所の賃金改善に充てる場合であっても、<u>それを理由として賃金水準を低下させたり、加算によ</u>る改善の水準を拠出の程度を超えて低下させたりしないこと。

- 区分2に係る加算額については、各施設・事業所で決定する範囲の職員に対し、
 - 基本給、手当、賞与又は一時金等のうちから改善を行う賃金の項目を特定した上で、
 - 毎月払い、一括払い等の方法により賃金の改善を行うことができ、
 - 各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。
- なお、手当や一時金等については、基本給の引上げや定期昇給の増額等に段階的に反映していくことが望ましく、給与表や給与規程の見直しを推進すること。
- また、区分2及び区分3を併せた加算による改善額のうち1/2以上は、基本給・決まって毎月支払われる手当により改善すること。

6. 処遇改善等加算(区分3) (1)概要

趣旨·目的	副主任保育士・専門リーダー(月額4万円の処遇改善)・職務分野別リーダー・若手リーダー(月額5千円の処遇改善)等を 設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築するもの。 ※ 旧加算 II に該当するもの。
対象者	特定の研修を修了した副主任保育士等、職務分野別リーダー等 ※ 研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されているとともに、副主任保育士等又は職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者も対象となる。このほか、賃金改善後のバランス等を踏まえて必要な場合には、園長以外の管理職も対象となる。
主な要件	① 区分2と区分3のそれぞれにおいて、「加算による改善等総額」が「加算額」を下回らない ② 基準年度(基本は前年度)より加算額の影響等を除いた支払賃金総額が下回らない(※) ※ 経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることが、特例的に可能。 ③ 改善を行う賃金の項目以外の水準を低下させない ④ 加算額の1/2 以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ⑤ 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに応じた賃金の追加的な支払を行う ⑥ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知 ⑦ 職位・職責等に応じた賃金体系等の整備・職員に周知

加算額

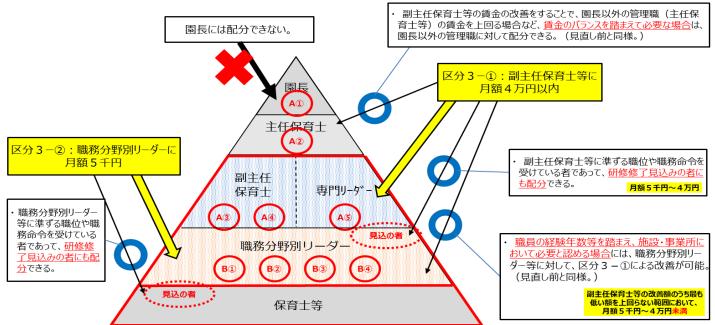
副主任保育士等:

40,000円 × 人数A ((基礎職員数×1/3)と研修修了者数の少ない方の数) (※)

職務分野別リーダー等:

5,000円 × 人数 B ((基礎職員数×1/5)と研修修了者数の少ない方の数)

(※) 人数Aについては、令和6年度に旧加算IIを 算定していた事業所においては、令和7年4月 時点で在籍していた職員について、令和7年度 に限り、研修修了見込みであっても「研修修了 者」として算定できる。



6. 処遇改善等加算(区分3) (2) 要件_1/3

- 区分2の要件は、区分3と共通のものであるため、「5 (2)要件」を参照されたい。
- このほか、区分3の独自の要件として、以下の表の①から③の要件を全て満たす必要がある。

)このはか、区分3の独自の要件として、以下の表の①から③の要件を全て満た9必要かある。					
 右に掲げ る職員が少なくとも合計 1 人以上いるこ 	i 副主任保育士等 (<u>右に掲げる要件</u> をす べて満たす職員をい う。)	専門リーダー(幼稚園及で と。(※2)	ダー(保育所、地域型保育事業所及び認定こども園)若しくは中核リーダー・ び認定こども園)又はこれらに相当する <u>職位の発令や職務命令</u> を受けているこ 数 (※3) を有するとともに、 <mark>別に定める研修を修了</mark> していること。		
Ł. (¥1)	ii 職務分野別リーダー 等(<mark>右に掲げる要件</mark> をすべて満たす職員を いう。)	及び認定こども園)又はこ b 概ね3年以上の経験年 レルギー」「保健衛生・安全	は育所、地域型保育事業所及び認定こども園)若しくは若手リーダー(幼稚園はわらに相当する <mark>職位の発令や職務命令</mark> を受けていること。(※2) 数 (※3) を有するとともに、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・ア 全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野(若手リーダー又はこれは、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等)を担当するとともに、別によるとと。		
	幹保育教諭等であって、副主任保育士・中核リーダー・専門リーダーを対象と				
職員の職位、		た <u>勤務条件等の要件</u> (職員	区分3-① 副主任保育士等(※4)(※5)		
の臨時的に支	るものを含む。)及びこれに応 払われるものを除く。)を定め <mark>哉員に周知</mark> していること。		区分3-② 職務分野別リーダー等 (※4)		
③ 個別の職員に対する賃金の改善額は、右に掲げる職員の区分に応じる		<u>に掲げる職員の区分</u> に応じそ	区分3-① 副主任保育士等 月額4万円を超えないものとする。		
れぞれに定める要件を満たすこと。			区分3-② 職務分野別リーダー等 原則として月額5千円(※6)。ただし、 副主任保育士等の改善額のうち最も低い額を上回らない範囲において、 月額5千円以上4万円未満とすることができる。		

○ なお、表中、「別に定める研修」は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算(区分3)に係る研修修了要件について」(令和7 年9月16日こ成基202、7初幼教第4号)に定められている。

6. 処遇改善等加算(区分3) (2) 要件_2/3

(前ページの表の※)

- (※1) 加算当年度の4月1日時点の研修修了者 (★) の人数で判断することとする。なお、加算当年度の4月1日時点において研修修了者がいない施設において、年度途中において研修修了者を1人以上確保でき、本要件を満たすこととなった場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用できることとする。
 - (★) 研修修了見込みの者は含まない。

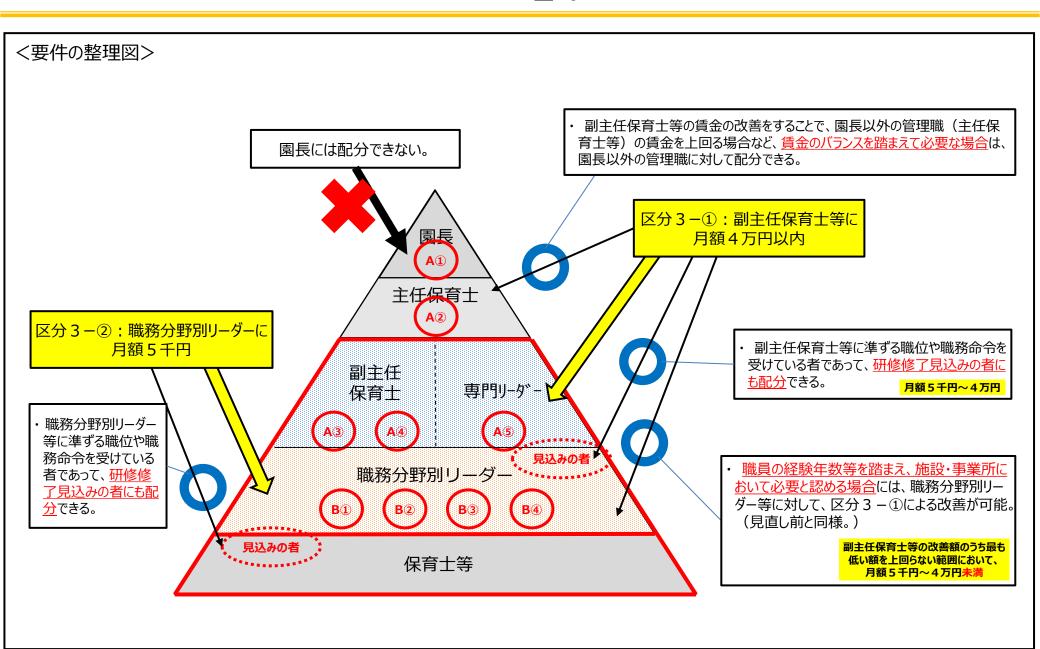
研修修了見込みの者とは、「年度内に別に定める研修を修了する予定であって、研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されているとともに、副主任保育士等又は職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者」をいう。

- (※2)家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業にあっては、職位の発令や職務命令を受けていることを要しない。
- (※3) 職員の経験年数の算定については、区分1及び区分2の取扱いに準じる。「概ね」の判断については、施設・事業所の職員の 構成・状況を踏まえた柔軟な対応が可能である。
- (※4) 研修修了見込みの者を含む。
- (※5)職員の経験年数、技能、給与等の実態を踏まえ、<u>当該施設・事業所において必要と認める場合</u>には、<u>職務分野別リーダー等</u> に対して区分3-①による賃金の改善を行うことができる。

また、改善後の副主任保育士等の賃金が園長以外の管理職(幼稚園及び認定こども園の副園長、教頭、主幹教諭等及び主幹保育教諭並びに保育所等の主任保育士をいう。)の賃金を上回ることとなる場合など<u>賃金のバランス等を踏まえて必要な場合には、当該園長以外の管理職に対して区分3-①による賃金の改善</u>を行うことができる。

(※6) 例えば、法定福利費等の事業主負担がない又は少ない非常勤職員の賃金の改善を図っているなど、事業主負担額の影響により前年度において残額が生じた場合には、その実績も加味し、計画当初から原則額を上回る賃金の改善額を設定することが望ましい。

6. 処遇改善等加算(区分3) (2)要件_3/3



6. 処遇改善等加算(区分3) (3) 加算額の算定_1/3

- 区分3の加算額は、次に掲げる施設・事業所の区分に応じ、それぞれに定めるところにより算定した額をいう。原則として、加算当年度を通じて同じ区分3の算定対象人数及び区分3の種類を適用すること。要件の確認に係る加算見込額の算定も同じ。
 - (1) 家庭的保育事業、事業所内保育事業(利用定員 5 人以下の事業所に限る。)及び居宅訪問型保育事業を行う事業所以外 の施設・事業所

次に掲げるく算式>により算定した額の合算額をいう。

<算式>

- 区分3-①の単価(4万円)×「人数A」(※)×「賃金改善実施期間の月数」(千円未満の端数は切り捨て)
- 区分3-②の単価(5千円)×「人数B」(※)×「賃金改善実施期間の月数」(同)
- (※) 人数A = (基礎職員数 × 1/3) と副主任保育士等及び研修修了した主任保育士等の合計数の少ない方の数 人数B = (基礎職員数 × 1/5) と職務分野別リーダー等の合計数の少ない方の数 「基礎職員数」の数え方は、通知の「別表 区分 3 の加算算定対象人数の算出の基礎とする職員数」のとおり。 ここでの副主任保育士等、研修修了した主任保育士等、職務分野別リーダー等には、研修修了見込みの者は含まない。
- (2)家庭的保育事業、事業所内保育事業(利用定員5人以下の事業所に限る。)及び居宅訪問型保育事業を行う事業所 区分3-①(4万円)又は区分3-②(5千円)のいずれか選択されたものについて、次に掲げるく算式>により算定した額をいう。

○「加算当年度の単価」×「賃金改善実施期間の月数」(千円未満の端数は切り捨て)

6. 処遇改善等加算(区分3) (3) 加算額の算定_2/3

<人数A・人数Bの算出例>

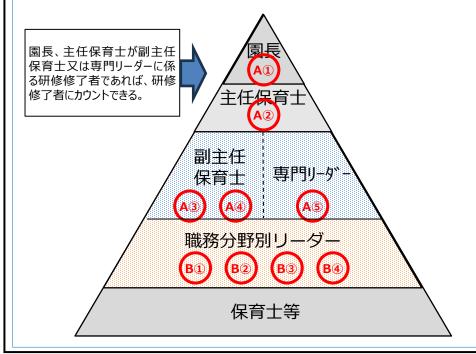
<定員90人(職員17人※)の保育所の場合のイメージ>

- ※ 園長1人、主任保育士1人、一般職員15人(保育士12人、調理員等3人)
- ※ 基礎職員数:15.0

副主任保育士等(職務分野別リーダー等)が 基礎職員×1/3(1/5)以上いる場合

基礎職員数 × 1/3:5人 ≦ 研修修了者:5人 (A①②③④⑤) 基礎職員数 × 1/5:3人 ≦ 研修修了者:4人 (B①②③④)

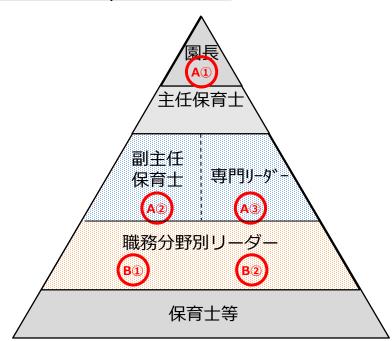
⇒ 人数A = 5人 , 人数B = 3人



副主任保育士等(職務分野別リーダー等)が 基礎職員×1/3(1/5)<u>未満</u>の場合

基礎職員数 × 1/3:5人 > 研修修了者:3人(A①②③) 基礎職員数 × 1/5:3人 > 研修修了者:2人(B①②)

⇒ 人数A=3人 , 人数B=2人



6. 処遇改善等加算(区分3) (3) 加算額の算定_3/3

<補足①>「4万円」、「5千円」の表記について、分かりやすさの観点から職員の賃金改善に充てられる金額分のみ記載しているが、実際の単価は保険料率も含めた単価である点に留意されたい(画像は令和7年度当初の単価表)。

<補足②>要件との違いで注意が必要なのは以下のとおり。

	研修修了見込みの者	園長
要件(配分方法)	○ 賃金改善の対象にできる。	× 賃金改善の対象にできない。
加算額の算定	× 人数A・Bに含めることはできない。	○ 人数A・Bに含めることができる。

6. 処遇改善等加算(区分3) (4) 加算額の使途・賃金改善の方法

- 区分3に係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てることとしている。
- 処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、その目的に鑑み、
 - その方針をあらかじめ職員に周知し、
 - ・ <u>改善を行う賃金の項目以外の賃金</u>の項目(給与規定等に基づいた職員個人の業績評価等に応じて変動するものを除く。)の<u>水</u> <u>準を低下させないこと</u> (※) を前提に行うとともに、
 - 対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意すること。
 - (※) <u>基準年度と比べて加算額が減少する場合や施設独自の改善を実施しないこととした場合</u>、必要事項を記載した<u>別紙様式 7 「特別な事情に係る届出書」を提出した</u>場合については、この限りではない。

また、加算額の一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所の賃金改善に充てる場合であっても、<u>それを理由として賃金水準を低下させたり、加算によ</u>る改善の水準を拠出の程度を超えて低下させたりしないこと。

- 区分3の「質の向上分」に係る加算額については、副主任保育士等及び職務分野別リーダー等(※)に対し、
 - ・ 役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、
 - ・ 決まって毎月支払われる手当又は基本給により賃金の改善を行うこととし、
 - ・ 各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。
 - (※)研修修了見込みの者を含む。

7. 国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分の算定_1/4

公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、通常の教 育・保育に従事する職員のうち、常勤職員として公定価格の基本分単価の対象としている施設長、主任保育士、保育士、調理員等の 職種の人件費については、国家公務員の給与に準じて算定している。

そのため、人事院勧告に伴う国家公務員の給与が増額する際には、補正予算において改定内容を反映し、国家公務員給与の改定 に準じて、**各年度の4月まで遡って**公定価格の引上げを行っている(年度によっては引下がることもある)。

通知にある「国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分」とは、その単価改定に伴う差額分のことを指す。

(令和6年度の例)

別表第2 保育所(保育認定)

別表第2 保育所(保育認定)

令和6年度補正後の単価

令和6年度当初の単価

地域区分	定員区分②	認定区分	年齢区分
	20人	2号 3号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児

保育必要量区分 ⑤			
保育標準時間認定保育短時間認定			
基本分単価基本分単価		分単価	
(1)		(注) ⑥	
132, 240	(140, 530)	104, 470	(112, 760)
140, 530	(207, 150)	112, 760 (179, 380)	
207, 150	(290, 080)	179, 380 (262, 310)	
290, 080		262, 310	



保育必要量区分 ⑤						
保育標準	時間認定	保育短時間認定				
基本分単価		基本分単価				
(注)			(注)			
6		(6			
143, 100	(152, 200)	112, 910	(122, 010)			
152, 200	(224, 470)	122, 010	(194, 280)			
224, 470	(315, 490)	194, 280	(285, 300)			
315, 490		285, 300				
<u> </u>			(285, 300)			

- 差額分の基本的な算出方法は以下のとおりとなる(毎月、4歳以上児の保育標準時間認定で、10人分の基本分単価だけを請求 している単純なイメージ)。
 - ① 当初単価 : 132,240円 ② 補正後単価: 143,100円 ③ 差額(②-①): 10,860円
 - ④ 施設全体分算定:③×10人=108,600円 → 12か月分:1,303,200円

7. 国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分の算定_2/4

実際には、毎月、基本分単価や加算について、年齢区分別に金額を算出するなどして、その合計額を請求しているところ、単価が置き 換わった項目については、全て置き換え、このような計算を行い、差額分を算出することとなる。 4月 4月 基本分単価: A円×○人=●円 基本分単価: A A 円×○人 = ● ● 円 加算1 : B円×○人= ●円 加算1 : BB円×○人=●●円 加算2 : C円×○人=●円 加算2 : C C 円 × ○ 人 = ● ● 円 5月 5月 単価が変わることで生じる請 基本分単価: A 円×□人=■円 基本分単価: A A 円×□人 = ■ ■円 求額の差額だけ(※)を、年 : B円×□人=■円 加算1 加算1 : B B 円 × □ 人 = ■ ■ 円 間分算出する。 加算2 : C円×□人= ■円 加算2 : C C 円 × □ 人 = ■ ■ 円 加算3 : D円×□人= ■円 加算3 : DD円×□人=■■円 ※ 例えば、請求していなかった加算 を追加請求したことによる差額等、 単価が変わること以外の差額が混 ざらないようにする必要がある。 3月 3月 基本分単価: A 円×△人 = ▲円 基本分単価: AA円×△人=▲▲円 加算2 : C円×△人=▲円 加算2 : C C 円×△人 = ▲ ▲ 円 加算3 : D円×△人=▲円 加算3 : DD円×△人=▲▲円 国家公務員の給与改定に伴う 公定価格における人件費の改定分 年間合計 年間合計 ●■▲円 ② - ① により算出される額 (1) (2)

7. 国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分の算定_3/4

- 一方、こうした計算の事務負担を考慮し、通知では、差額分の算定等に当たって、原則の算定方法とすることも妨げないこととしつつ、 以下のとおり、簡便な算定方法で算出することを可能としている。
- これら2種類の計算結果は、基本的には同じ金額にはならないところ、<u>どちらの金額を差額分として扱うかは、施設・事業所が判断</u>する ことができる。

【簡便な算定方法】

加算当年度と実績報告時において、それぞれ以下の方法で計算した額とする。

(加算当年度)

利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次のく算式1>により算定した額を合算して得た額からく算式2>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

- <算式1>「加算当年度の区分1に係る単価の合計額」× {「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」×100} × 「見込平均利用子ども数」× 「賃金改善実施期間の月数」× 0.9 (調整率)
- <算式2>「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額及び法定福利費等の事業主負担分の総額の合計額」×「<算式1>により算定した金額」

(実績報告時)

次のく算式3>により算定した額からく算式4>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

- <算式3>「加算当年度の区分1に係る加算額総額(増額改定又は減額改定を反映させた額)」×「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた区分1に係る加算率」×0.9(調整率)
- <算式4>「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額及び法定福利費等の事業主負担分の総額の合計額」×「<算式3>により算定した金額」

7. 国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分の算定_4/4

- 算出した差額分 (※) は、処遇改善等加算による賃金改善の前提として、その全額を職員の賃金の改善 (及び法定福利費等の事業主負担分) に確実に充てる必要がある。
 - (※) 差額分は前ページのいずれかの方法で算出するものであるため、単純に、支払っている給与に増額割合(5.2%や10.7%等、例年、国から提示される割合)を乗じるものではない。
- 差額分は、<u>賃金等を遡って引き上げることを目的</u>に補正予算で措置しているものであり、<u>速やかに職員に支払われることが求められる</u>ことに留意されたい。

なお、予算の積算上は、子どものための教育・保育給付交付金の交付に係る特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び特例保育を行う施設又は事業所で通常の教育・保育に従事する職員のうち、常勤職員として公定価格の基本分単価の対象としている施設長、主任保育士、保育士、調理員等の職種が対象としているが、<u>職員の給与は、雇用形態、勤続年数、職責等をはじめ、様々な事情を踏まえ、各園または法人の給与規程等に基づき決定される</u>ものであるため、<u>差額分を活用した賃金改善は、全ての職員(※)が対象に成り得ることに留意されたい。</u>

- (※) 保育所等において通常の教育・保育以外の事業も実施しているときに、当該事業にのみ従事する職員は対象にはならない。
- また、補正予算において、人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定内容を反映し、国家公務員給与の改定に準じて引き上がった 公定価格の内訳としての人件費部分は、基本的にはそのまま翌年度の公定価格の単価に反映されることが見込まれる(※)ため、増額 改定を加味した次年度以降の給与表、給与規程等の改定にも計画的に取り組むこと。
 - (※)補正予算後の単価から、翌年度の単価は微増することがあるが、これは、CPI(物価上昇率)を踏まえた事業費部分の増加等である。

別表第2 保育所(保育認定)

令和6年度補正後の単価

保育必要量区分 ____ 定員区分 認定 区分 保育標準時間認定 年齢区分 保育短時間認定 基本分単価 (注) (注) 4歳以上児 143, 100 (152, 200) 112, 910 (122, 010) 152, 200 (224, 470) 122, 010 (194, 280) 20人 224, 470 (315, 490) 194, 280 (285, 300) 2 歳 児 315, 490 285, 300

別表第2 保育所(保育認定)

令和7年度当初の単価

	地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分		保育必要量区分 ⑤			
						保育標準時間認定		保育短時間認定	
						基本分単価		基本分単価	
						Г	(注1)		(注1)
	1	2	3	4		6		6	
		20人	2号	4歳以上児		143, 160	(152, 260)	112, 970	(122, 070)
				3 歳 児	۲	152, 260	(224, 790)	122, 070	(194, 600)
			3号	1 、 2 歳 児		224, 790	(315, 810)	194, 600	(285, 620)
				乳 児		315, 810		285, 620	